

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 2 7-1)
 - (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
 - (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。
2. ウォーターハザード (ラテラル・ウォーターハザードを含む) (規則 2 6)

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地 (規則 2 5-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

張り芝の継ぎ目；付属規則 I (A) 3 e を適用する。(ゴルフ規則 1 6 4 ページ参照)

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 2 5-1 に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 2 5-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**
4. 動かさない障害物 (規則 2 4-2)
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かさない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
 - (d) 電磁誘導カート用の 2 本のレールは、その 2 本のレールの全幅をもって 1 つのカート道路とみなす。このカート道路によってプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域に対して障害が生じる場合、あるがままの状態プレーするか、規則 2 4-2 b に基づく救済を受けるかどうかはプレーヤーの選択である。一方、球がこのカート道路上にある場合はあるがままの状態プレーすることはできず、プレーヤーは規則 2 4-2 b に基づく救済を受けなければならない。この場合、球のライだけでなく、スタンスや意

図するスイング区域も含めて救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**

(f) コース内の防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。**このローカルルールの違反の罰は 2 打。**

5. 恒久的な高架ケーブル

6 番ホールにおいて、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない(規則 2 0-5)。その球をすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。
3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
4. 使用クラブの規格
 - (a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 6 ページ参照)
 - (b) 溝とパンチマークの規格
『2 0 1 0 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』(裁定 4-1/1) を適用する。
(付属規則 II 5 c 注 2 ゴルフ規則 1 9 8 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 7 9 ページ 4-1/1 参照)
5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 7 ページ参照)
6. プレーの中断と再開
 - (a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。
 - (b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間に行ったときは、各プレーヤー

- は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。このあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 3 3-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。
- (c) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。
または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。
険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホール間の練習禁止(規則 7 注 2) 『付属規則 I (B) 5 b』(ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照)
ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによつて最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 5 b』を適用する。(ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照)**

8. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、ホールアウト後次のティーインググラウンドまでの移動に限り乗用カートを使用することができる。尚、キャディーはカートを使用することができる。プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則 1 1-4、1 1-5、1 5-3 と 2 0-7 c にしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用する事ができる。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 8』を適用する。(ゴルフ規則 1 8 3 ページ参照)**

9. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 2』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 9 ページ参照)**

10. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c / 1)
スコアリングエリア方式を採用する。
11. タイの決定
タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。
12. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**
13. 競技終了時点
本競技は、競技委員長長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
14. 競技の短縮
委員会は、コースの状況により適正なるプレーが不可能と判断した時、競技規定に定めてあるラウンド数を短縮することができる。

注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホールでのティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件 1 2 項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 2 5 - 3 に基づいて救済を受けなければならない。なお、定義外の取り扱いをする場合においては別途、追加のローカルルールを掲示する。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
6. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱 (2 0 球) を限度とする。
7. ティーマーカーは男子 1 5 歳 ~ 1 7 歳は青色、男子 1 2 歳 ~ 1 4 歳は白色、女子は赤色とする。
8. プレー中、帽子(バイザー不可)を着用すること。
9. 中部ゴルフ連盟・日本高等学校ゴルフ連盟ならびに会場ク

ラブの服装規定を遵守すること。服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。

10. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
11. 役員・選手以外は、1 番・1 0 番ティーインググラウンド付近および 9 番・1 8 番ホールグリーン付近以外は立入禁止とする。
12. スタート時間 1 時間前までには駐車場に設置した受付にて手続きを済ませること。プレー代金は、各自 1 日目の受付時に 2 日分 (16,000 円消費税込) をお釣りのいらぬよう現金にて支払うこと。
13. 表彰式には全員出席すること。
14. 練習グリーンでのアプローチは禁止する。

追 記

1. 練習場は、午前 6 時よりオープン。
2. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
3. バッグは口径 9.5 インチ、重量は 1 3 キロを超えないこと。

競技委員長 多 賀 善 治

指 定 練 習 日

7 月 2 5 日 (月) とする。指定練習日のスタート時間は、予選競技終了後会場のゴルフ場で、予約すること。キャンセルする時は下記の東名古屋カントリークラブに連絡をすること。

TEL 0 5 6 5 - 4 8 - 1 3 3 1

平成 2 8 年度 (第 4 2 回) 中部ジュニアゴルフ選手権競技

日 程 : 平成 2 8 年 7 月 2 6 日 (火) ・ 2 7 日 (水)
場 所 : 東名古屋カントリークラブ (東コース)

中部ゴルフ連盟
中日新聞 東海テレビ放送
中部高等学校ゴルフ連盟